

第4章 「5つの視点」を踏まえた特別支援教育の在り方

1. 一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実 (子どもたちへの支援の在り方等)

主な重点項目	状況
(1) 通常のカリキュラムの中でできる個別の配慮や支援を求めやすい雰囲気づくりなどの工夫	<p>私たちの周りには、学習上又は生活上の様々な課題を抱えている子どもたちがいます。</p> <p>その背景として様々な要因が考えられますが、単に「障害があるのだろう」などと決めつけるのではなく、子どもたちの周辺の環境（周囲の大人の子どもへの関わり方など）が影響している場合なども考慮した上で、慎重かつ丁寧に対応していくことが大切です。</p>
(2) 障害特性に応じた指導・支援方法の研究・周知	
(3) 「個別の指導計画」、 「個別の教育支援計画」 及び「移行支援計画」の 作成・活用	<p>例えば、教科指導の場において子どもたちが感じる諸課題に対しては、教材の提示方法等を少し工夫するだけで困難さが解消されることもあります。</p>
(4) 「交流及び共同学習」 の推進	<p>つまり、この例においては、特別支援教育のノウハウを教科指導に生かしていくこと、そして様々な選択肢を提示することが全ての子どもにとって分かりやすい授業づくりの実践につながり、学校全体に好ましい効果をもたらすことを期待することができます。</p>
(5) 就労支援の充実、福祉等との連携	<p>また、連続性のある指導・支援という視点においては、学校間、あるいは学校と関係機関等との間における情報の引継ぎを着実にを行うことが重要です。「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」等のサポートツールをうまく活用して、切れ目のない支援の継続につなげていく必要があります。</p>
	<p>令和2年度には、GIGAスクール構想による1人1台端末が整備され、ICTを活用して個々の障害特性に応じた指導ができるようになりました。今後は、学習指導をはじめ、様々な場面での活用が期待されています。</p>

医療的ケア児の多くは、これまで肢体不自由特別支援学校へ就学してきましたが、近年では小・中学校に就学するケースも増えてきました。令和3年9月施行の医療的ケア児支援法では、医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケア等が受けられるよう必要な措置を講じることが義務化されました。

「交流及び共同学習」の充実により、障害のある子どもが、地域の人たちや他の子どもと関わる機会を積極的に設けることで、障害のある子どもたちの経験を広めるとともに、社会性の育成につなげていくことも大切です。

また、卒業後の企業への就労に当たっても、企業側に必要な情報を確実に伝達して、子どもたちの就労の定着と安定に向けて配慮していく必要があります。

【令和2年度 北九州市立特別支援学校高等部卒業生（令和3年3月卒業）進路状況】

一般就業	40人
就労継続支援A型	13人
就労継続支援B型	43人
就労移行	11人
自立訓練	8人
生活介護	36人
入所	6人
進学	0人
その他	4人
合計	161人

<目指す方向性>

(1) - 1 : 合理的配慮の実践の蓄積

「合理的配慮」の内容は、教育委員会や学校が本人・保護者に対して十分な情報提供を行った上で、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等を踏まえた建設的対話を重ね、合意形成を図りながら決定されるものですが、その実践を積み重ねることにより、様々なケースに対する指導・支援に応用していくことが可能となります。

(独) 国立特別支援教育総合研究所においては、文部科学省の協力の下で「インクルーシブ教育システム構築データベース（通称：インクルDB）」を運営していますが、そこには全国各地の「合理的配慮」の事例が掲載されており、キーワードで検索することもできるようになっています。

こうした蓄積された実践例や有効な支援ツールの周知について工夫し、引き続き教職員に活用を促します。

(1) - 2 : 研修体制や関係機関等との連携の強化、校内支援体制の整備

教育的ニーズのある子どもたちが充実した学校生活を送ることができるよう、教職員の研修体制や関係機関等との連携体制を強化し、校内支援体制の一層の整備に努めます。

また、放課後等デイサービスは学校と共に社会生活の場として大きな役割を果たしていることから、教育的ニーズのある子どもへの支援については、保護者の同意のもと、学校と放課後等デイサービスが「個別の教育支援計画」を活用して情報共有を図るなど、連携を充実させていく必要があります。

(1) - 3 : 保幼小の連携

特別な教育的ニーズのある子どもたちが小学校や特別支援学校に入学する際、幼稚園・保育所等から必要な情報が引き継がれるよう、相互の連絡体制や情報共有の機能を高めます。

また、幼児教育の更なる充実を図るため、幼児教育支援員を配置し、保育所、幼稚園、小学校の代表者や有識者で構成する「保幼小連携推進連絡協議会」と連携しながら、関係機関等との調整、保育指導案の作成や手作り教材等に関する情報発信、幼児教育研修会の充実などを図ります。

さらに、本市の幼児教育を推進するため、「(仮称) 幼児教育センター」を設置します。

(2) - 1 : 子どもが得意なことを生かす教育

教育的ニーズのある子どもたちの中にも、ある特定の分野や事柄において高い能力を発揮する子どもたちがいます。

子どもが得意とすることを生かす教育の在り方については、国内外の先進

的な取組等も踏まえた上で、教育的ニーズのある子どものみならず、全ての子どもたちのもてる力を最大限に高めるための教育支援体制の構築につなげていきます。

(2) - 2 : 特別支援学校における読書活動の促進

障害のある子どもたちの豊かな読書活動の推進に向けて、図書室の整備や蔵書の充実について配慮し、子どもたちが読書の楽しさや喜びを味わうことができる環境整備に努めていきます。

また、特別支援学校に学校図書館職員を配置し、学校図書館の運営の改善や向上を図ります。

(2) - 3 : 文化・芸術、スポーツ等に接する機会の確保

教育的ニーズのある子どもたちの中には、その特性等により、自分が感じている思いや感情を言葉などによって表出することが難しい場合があります。そのような場合であっても、絵画や音楽、身体表現等で感情を豊かに表現できることがあります。

そのため、「ふれあいコンサート」や芸術家などを学校や施設等に派遣するアウトリーチ（いわゆる出前講座）の充実に取り組みます。音楽等を介して文化・芸術に直に接するとともに、気持ちや思いを表現することや他者との交流の機会を確保することにより、子どもたちのコミュニケーション力の向上等につなげていくことができるようにします。

障害のある子どもたちがスポーツに取り組む機会を確保することにより、子どもたちの生きがいや生活の質の向上につなげていくことができるようにします。

また、このような取組に対する教職員や保護者等の理解を一層推進するために、学校や家庭等への情報発信についても充実させていきます。

(2) - 4 : 県立特別支援学校との連携

北九州市内には、視覚障害と聴覚障害を対象とした県立特別支援学校が2校あります。両校で作成・活用されている教材・教具や指導・支援方法の中には、通常の学級において個別の配慮を必要とする子どもたちに有効なものもあることから、県立特別支援学校との連携により、子どもたちのニーズに合わせた支援内容の充実につなげていきます。

また、様々な交流を積み重ねることで、児童生徒間の相互理解の促進を図り、教員同士の情報共有の機会の確保にも結び付けていきます。

(2) - 5 : 高等学校等との連携体制の強化

教育的ニーズのある子どもたちの中には、特別支援学校高等部に進学する場合もあれば、高等学校への進学を選択する場合があります。

義務教育段階での支援内容や個別の配慮事項等を進学先に適切かつ正確に引き継いでいくことができるように、高等学校等との連携体制を密にし、教育委員会が開催する研修等への参加を呼びかけるなど、一層の連携を推進していきます。

(2) - 6 : ICT機器等の活用による指導・支援の推進

- ① 教育的ニーズのある子どもたちの学習上又は生活上の困難の克服、改善のため支援ツールの一つとして、個々の特性に応じてICTを活用することは、大変有効であると考えています。ICTを幅広く活用するために、種々のアプリを導入し指導事例を蓄積するなど、ICT利活用の促進を図っていきます。
- ② 令和2年度には、GIGAスクール構想により小・中・特別支援学校へ1人1台の端末整備に伴い、各学校に高速大容量の通信ネットワークの環境も整備されたため、学級間や学級と自宅、さらには学校間でのオンラインによる遠隔での交流活動が可能となりました。集団適応が苦手な児童生徒が校内のサポート室や自宅でオンライン授業に参加したり、感染症拡大期での学校間交流をオンラインで実施したりするなど、ICTを活用した学びを止めない支援の在り方について研究を進めてまいります。
- ③ 1人1台端末の整備等も踏まえ、ICTを活用した職業教育（ICTに関する能力の習得を含む。）に関する指導方法や、テレワークによる就労支援等について研究を進めていきます。

(2) - 7 : ICT機器等に関する教職員のノウハウの構築

学校現場でICT機器等を活用して指導や支援を行う場合には、教職員が活用方法を十分に理解するとともに、子どもたちへの効果を適切に評価することが求められます。そのために、教育センター等による研修体制を強化するとともに、本市又は他都市における先進的な活用事例等を収集するなど、ICT利活用のノウハウの蓄積・共有に努めていきます。

(2) - 8 : 医療的ケア児支援の体制構築

- ① 医療的ケア児支援法の施行に伴い、医療的ケア児本人、保護者及び教職員が安心して学校生活を送れるよう、関係機関との連携強化を行うとともに、看護師の巡回や配置等の充実及び学校生活における環境整備など、必要な支援体制の構築に努めます。

- ② 医療的ケア児を取り巻く医療・福祉等の関係機関との連携、情報共有及び医療的ケア支援に係る計画立案を行うため、専門性の高い看護師など必要な人員の確保を図ります。
- ③ 医療的ケア児支援法の趣旨の一つである「医療的ケア児が保護者の付添いなくても適切な医療的ケア等が受けられるよう必要な措置を講じること。」を踏まえて、学校生活における保護者の付添いの機会の削減に努めます。

(3) - 1 : 「個別の教育支援計画」等の有効活用

必要な指導・支援の内容が次の就学先や就労先等に確実に引き継がれるよう、「個別の教育支援計画」等の必要性や有効性について教職員に対する研修等で周知します。また、その子どもにとって、現時点でどのような支援が最も適しているかについて、保護者に対して教育的ニーズの変容も踏まえて適切かつ十分に情報提供するとともに、連携・協力ができるようにします。

また、保護者に対しては、年度当初の学校説明会時の資料配付、特別支援教育課が発行する「特別支援教育だより」による周知などを通じて、計画の作成及び活用にあたっての理解の促進を図ります。

(4) - 1 : 「交流及び共同学習」の充実

障害のある子どもたちの経験を増やし、また、社会性の育成につなげていくことができるよう、「交流及び共同学習」の充実を図ります。

「一時的な交流」に終わることがないように十分留意し、様々な年齢層の地域の方々や他の子どもたちとの継続的かつ密な交流の機会を積極的に設けていきます。

個に応じた適切なねらいを定めた上で、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とした交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面を十分に考慮した計画を立てて実施し、得られた教育的効果が子どもたちの生活の質の向上につながるよう推進していきます。

(5) - 1 : 就労支援の充実、福祉等との連携

- ① 就労支援にあたっては、進路指導主事のみならず、就労支援コーディネーター、就労支援アドバイザーや就労支援専門家を引き続き配置するとともに、充実を図ります。これらの教職員を活用し、生徒一人一人の得意なことを生かしながら、自立した社会生活につなげていけるよう、職場実習先や就労先の開拓等に努めます。

また、就労までの間に基本的な生活習慣等を十分に身に付けられるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図ります。

② 保健福祉局とも連携しながら、障害のある子どもたちが就労した後の福祉等との連携も視野に入れたフォローアップの充実を図ります。

また、受入れ側の企業等に対しては、本人や保護者の了解を得た上で作成する「移行支援計画」等を通じて、一人一人の個別の配慮事項等に関する情報を丁寧かつきめ細かく引き継いでいきます。

③ 放課後等デイサービスとの連携や1人1台端末の整備等も踏まえ、ICTを活用した職業教育に取り組んでいくとともに、関係部局や関連機関等と連携したICT関連企業への就労先の開拓を進めるなど、生徒の就労支援の可能性を広げる取組を進めます。

(5) - 2 : 作業学習プログラムの充実、特別支援学校同士のプログラムの相互活用

特別支援学校においては、教科別の指導と併せて「作業学習」（生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するために行う、各教科の目標・内容を合わせた指導）を実施しています。

各学校の特色や社会のニーズに対応するために作業プログラムの更新に努めるとともに、生徒が社会性や協調性、責任感等を着実に身に付けられるよう指導方法を工夫、改善していきます。

《場に応じた支援の在り方（例：義務教育段階の場合）》

「一人一人に着目した連続性のある指導・支援」については、その子どもが置かれた環境や場所等によって異なることが考えられます。

そのため、義務教育段階の場合を例にとり、それぞれの学校での指導・支援の際に留意すべき点等について以下に示します。

特別支援学校での支援の在り方

特別支援学校の教職員は、子どもたちの障害の重度・重複化や多様化に対応しながら日々の指導・支援を行うのみならず、地域の特別支援教育の核として、地域の学校・園からの要請に応じて指導・助言を行う必要があり、様々な知識を身に付けておくことが求められています。

つまり、子どもの障害特性や教育的ニーズに適した教材・教具を確保すること、また、それらを効果的に活用して指導・支援に生かしていくための知見を常に最新のものにしておく必要があります。

教育委員会では、特別支援学校の教職員がこうした知識を得るための研修体制を強化するとともに、必要に応じて外部専門家から指導・助言を得ることができるような支援体制を更に充実させていきます。

特別支援学級での支援の在り方

特別支援学級は小・中学校の校舎内に設置されていることから、特別支援学校と比較しても、通常の学級の児童生徒との「交流及び共同学習」を円滑かつ数多く実施することが期待できます。

障害のある子どもと障害のない子どもが触れ合う機会を幼少期から十分に確保することは、双方の子どもが豊かな心、社会性、互いを思いやる気持ち等を養う上でも重要なことです。

教育委員会としても、「交流及び共同学習」の意義を各学校に対して引き続き指導していくとともに、その実施を推進し、必要に応じた指導・助言に努めます。

一方、特別支援学級は、「個別の指導計画」に基づいた個別の学習指導を行う場でもあります。また、「自立活動」の指導では、個別や小集団での指導により、将来の自立や社会参加に向けたコミュニケーション能力の育成や、社会で生活する上でのマナーやルール等に関する指導・支援を行うことも期待されています。

特別支援学級に在籍する児童生徒が、日常生活や学校生活の中で感じる不安や悩みの解消につなげるためにも、特別支援学級内での学習指導の時間と、通常の学級での交流及び共同学習の時間が適切に運用される必要があります。

また、特別支援学級の担任は、設置された小・中学校における特別支援教育の中核としての役割を果たすことが期待されていることから、特別支援教育に係る最新情報を常に得ることができるよう、研修内容の充実はもちろん、kitaQせいせいチャンネル等を活用した情報提供などの体制を構築していきます。

通級による指導での支援の在り方

通級による指導を受ける子どもは、ほとんどの授業を在籍する通常の学級において受けるものの、障害の改善や克服につなげるための特別な指導・支援を通級指導教室で受けています。

そのため、通常の学級の担任と通級指導教室の担当者が連携し、それぞれの学級での様子や指導内容を共有しておかなければ、一貫した指導・支援の実現は不可能です。

こうしたことから、双方で密に連絡を取り合い、定期的に情報交換を行うことで、支援手法の更なる改善につなげていくことが求められます。このことについては、子どもが他校通級している場合には特に重要になります。そうした場合には、ビデオ会議システムを活用して、互いの授業視察を行うことなども大変有効な手段であると考えます。

教育委員会としては、以上のような連携体制の構築がスムーズにできるよう、システム環境の整備や効果的な連携事例等の紹介等に努めます。

また、教育的ニーズのある子どもが通級指導教室での指導・支援を受ける場合には、一時的に通常の学級から離れることがあります。そのため、その子どもが疎外感等を味わうことがないように、他の子どもたちに対して通級指導教室での指導の意義等をよく説明し、理解を促すなど、全ての教職員の意識付けを図ります。

通常の学級での支援の在り方

子どもたちの中には、集団の中で学ぶことが苦手だったり、ささいな音にでも敏感に反応したり、予定の見通しが立たないとパニックになってしまったりと、様々な特性の子どもがいます。特に、発達障害の場合は外見からの判断がつきにくいなどの理由から、「わがまま」「甘えている」などと短絡的に結論付けられてしまう場合も考えられます。

教職員のみならず、他の子どもたちも、特別支援教育の必要性や障害特性等に関する基本的な知識を理解しておけば、教育的ニーズのある子どもとの接し方や関わり方も自ずと変わってくるはずです。

小さな「合理的配慮」であっても、教育的ニーズのある子どもが安心して、主体的に学習できる環境づくりにつなげていくことができます。

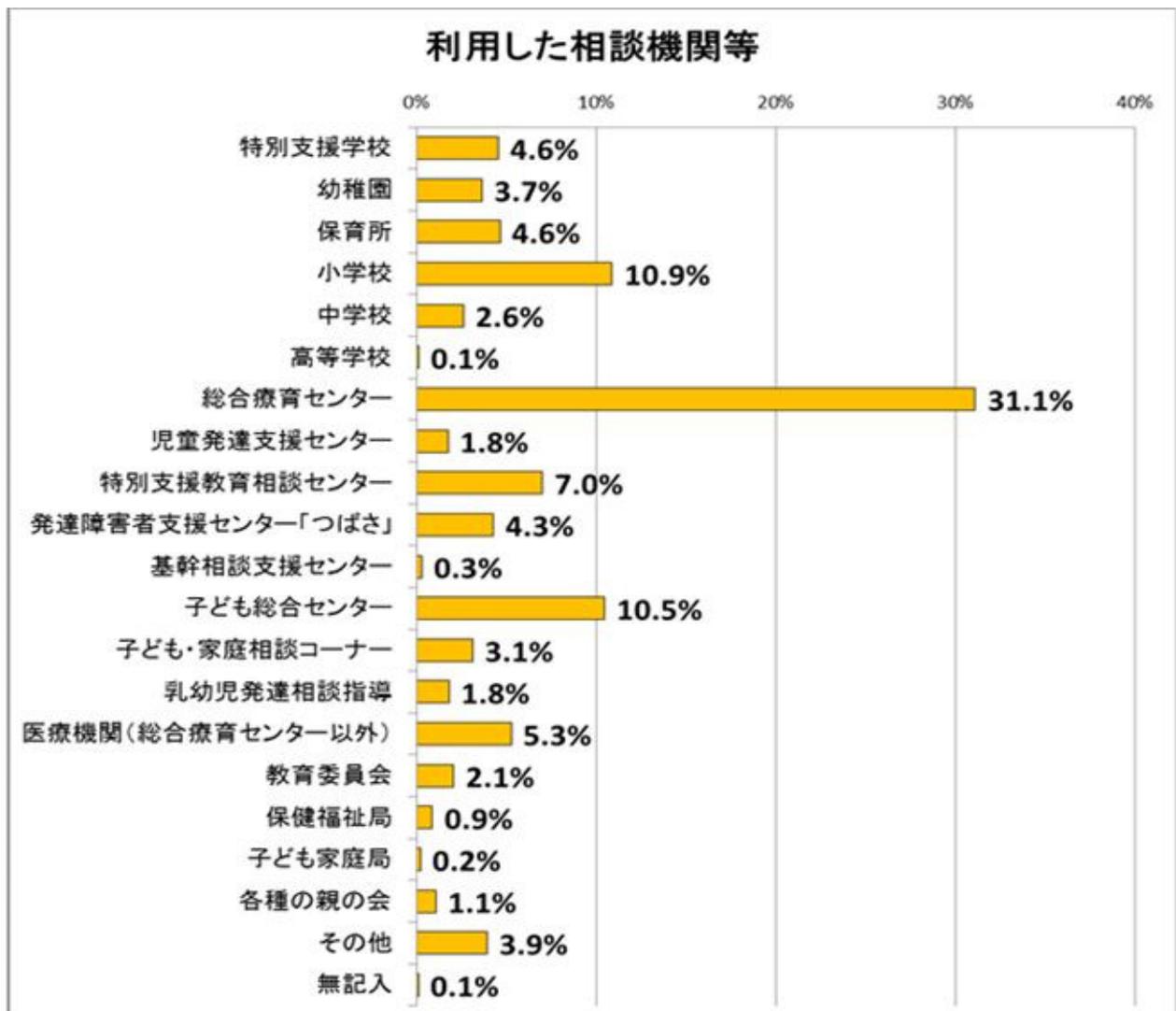
様々な障害特性や教育的ニーズ等について理解を深めることが、誰にとっても暮らしやすい社会づくりにつながることを、「学校だより」を始めとする様々な機会をとらえて周知していくようにします。

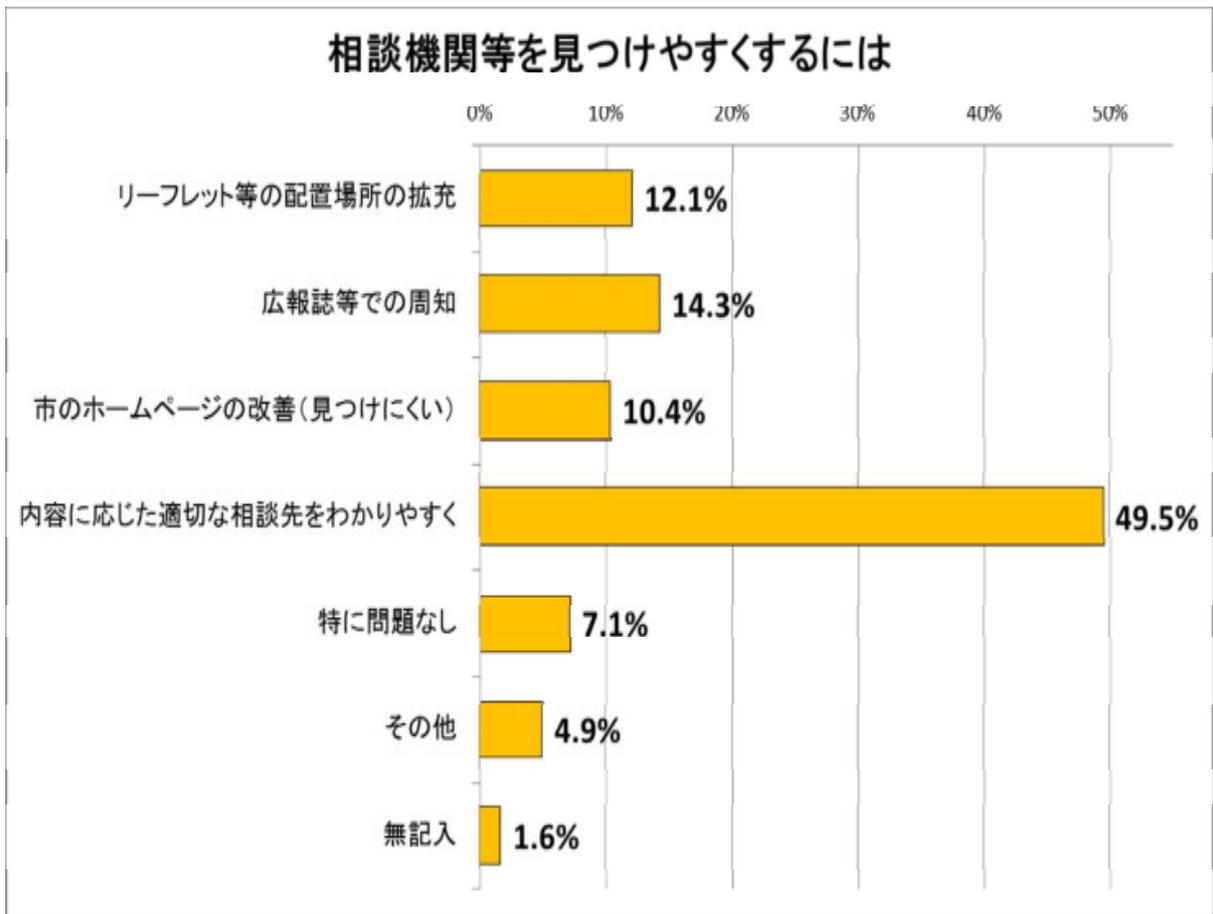
2. 相談支援体制の整備（保護者や学校、関係機関等への支援の在り方等）

主な重点項目	状況
<p>(1) 関係局・機関等との連携強化、特別支援学校のセンター的機能の充実</p> <p>(2) 相談窓口等を分かりやすく周知</p> <p>(3) 学校や関係機関等に対する特別支援教育の理解の推進</p>	<p>市内には総合療育センター、児童発達支援センター、特別支援教育相談センター、発達障害者支援センター「つばさ」、子ども総合センターなどの様々な相談窓口があります。教育委員会や関係局では、こうした機関のリーフレットなどを作成・配付し、周知を図っています。</p> <p>さらに、就学前の特別な教育的ニーズのある幼児や保護者等を支援するため、新たに(仮称)幼児教育センターを設立し、組織体制についての検討を進めています。</p> <p>上記のような機関のほか、教育的ニーズのある子どもや保護者が学習上又は生活上の心配等の相談を寄せる場として学校・園が挙げられます。</p> <p>市立の各校・園には、特別支援教育コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の役割を担う教職員が位置付けられており、本人と保護者、あるいは外部から寄せられる相談に対して適切な情報提供を行う、あるいは適した相談窓口にきちんとつなぐことが求められています。</p> <p>また、特別支援学校は、学校教育法第74条に基づき、地域の学校・園等の要請に応じて必要な助言・援助を行う地域の特別支援教育の中核としての役割（以下「センター的機能」という。）も担っています。具体的な取組としては、訪問・来校相談の実施、小中学校への移行支援、公開研修会の開催、学校・園の研修会への協力、教材等の紹介や貸出し、リーフレット等の情報発信を行っています。</p> <p>しかし、令和3年度の懇話会においても平成27年度に実施した保護者アンケートの結果と同様に、構成員から「分かりやすい相談窓口等の資料の必要性」、「相談窓口や関係機関の周知の徹底等」などについて改善を求める意見が出されました。</p>

教育的ニーズのある子どもたちに適切な指導・支援を実施するためには、早期に課題を発見することが重要であることや相談件数の増加や内容の困難化に対応するためにも相談体制の改善及び充実に努めていく必要があります。

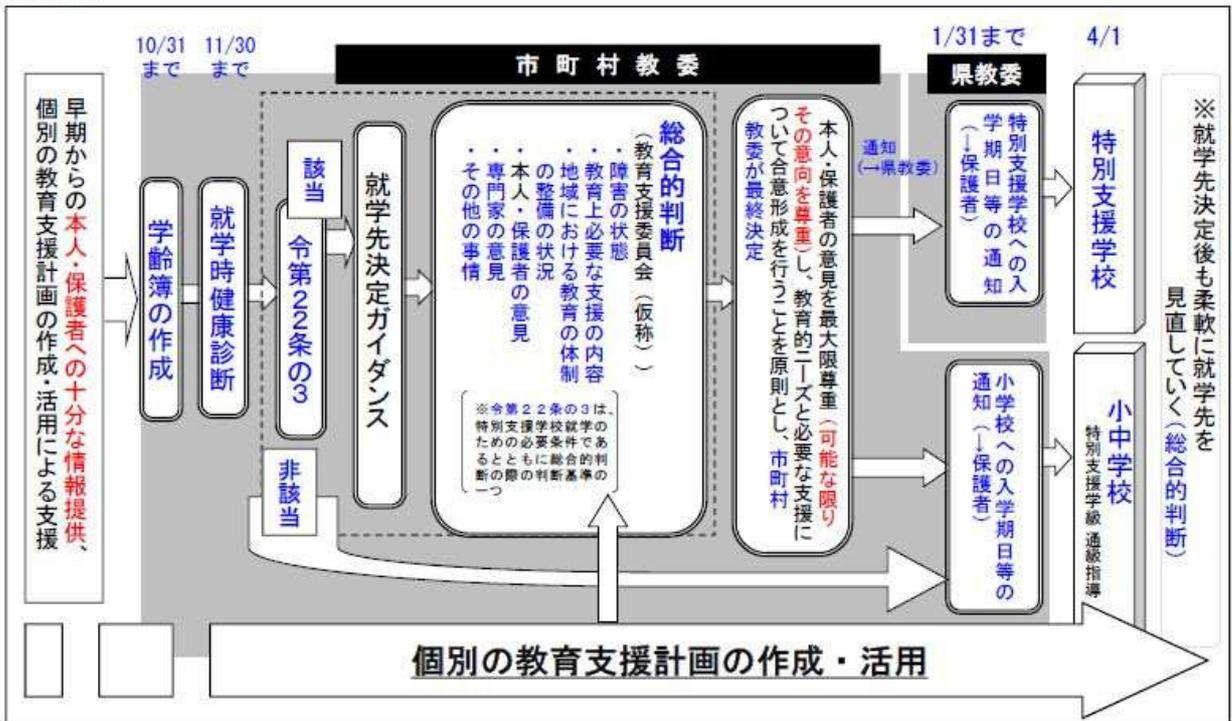
【「北九州市の特別支援教育に関する調査（保護者向け）」：利用した相談機関等】





障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【改正後】



<目指す方向性>

(1) - 1 : 教職員の研修体制の強化と教職員への情報提供の充実

保護者からの相談の内容によっては、教育学・医学・心理学等の専門的な意見や学校・地域の状況等も踏まえた上で、その時点において本人にとって何が一番適切な選択肢であるのかを総合的に判断する必要があります。

学校が本人・保護者等に対する十分な情報提供と円滑な引継ぎ等を実施していけるよう、研修体制を強化するとともに、各校・園に対して国内外の施策の動向等について定期的に情報提供し、相談支援体制の充実につなげます。

(1) - 2 : 特別支援教育コーディネーターの複数配置

多様化する教育的ニーズや増加する相談件数等に対応するため、また、特別支援教育の中核となる教員の育成につなげていくため、各校・園へのコーディネーターの複数配置を引き続き推進していきます。

学校間、あるいは学校と専門機関等との円滑な情報の引継ぎの重要性や必要性を各校・園の管理職に十分説明し、体制整備の推進を継続していきます。

(1) - 3 : 本人・保護者の同意に基づいた検査内容や相談内容の共有

各相談窓口において保護者が何度も同じ説明をする、あるいは子どもが同じ検査を受けるといったことがないよう、本人・保護者の同意がある場合には、関係局と協議した上で、それぞれで実施された検査内容や相談内容を可能な限り共有します。

(2) - 1 : 分かりやすい相談窓口の提示

保護者や学校の教職員にとっても、あるいは関係機関同士がスムーズに連携していくためにも、相談窓口に関する情報を分かりやすく整理しておくことが必要です。そのため、関係局と連携した上で、相談窓口や支援の手続きなどの早見表の作成などについても検討していきます。

(3) - 1 : 就学先決定の仕組みに関する情報提供の充実

特別支援教育相談センターが実施する各種相談事業の際などには、教職員や保護者に対して就学先決定の仕組みに係る情報提供を丁寧に行い、適切な就学先の決定につなげていきます。

また、就学先決定後も、子どもの状態の変化等により柔軟に就学先を見直すことができることや、多様な学びの場（選択肢）があること等についても保護者に十分に説明し、安心して学校生活を送ることができるように配慮します。

(3) - 2 : 就学前説明会での情報提供の充実

各学校での就学前説明会においては、校長から全ての保護者に対して、特別支援教育の意義、各校・園における特別支援教育コーディネーターの役割、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家が教育委員会に配置（あるいは教育委員会から派遣）されていることなどについて十分に説明を行い、学校を通じて得られる支援にどのようなものがあるのかを明確化します。

これらの情報については、保護者等にも配付している「特別支援教育だより」においても掲載し、幅広く周知を図り、本人・保護者が相談しやすい体制づくりに努めます。

(3) - 3 : 早期支援の充実

早期に障害のある子どもの状況を把握し、適切な支援を行うことが重要であることから、発達障害の特性のある就学前の子どもが、安心して就学に備えることができるよう、関係局との連携により、①園医健診、②かかりつけ医健診、③特性評価（アセスメント）の三層構造による早期支援システムの構築に向けて研究を行います。

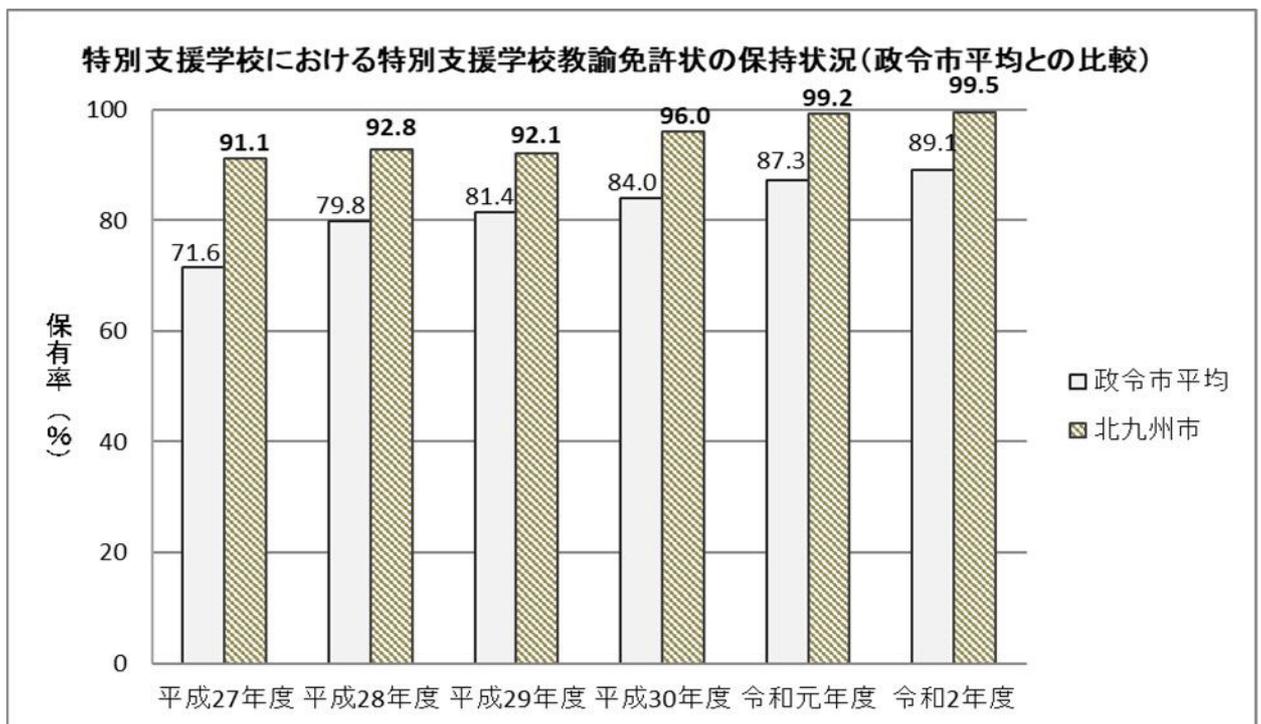
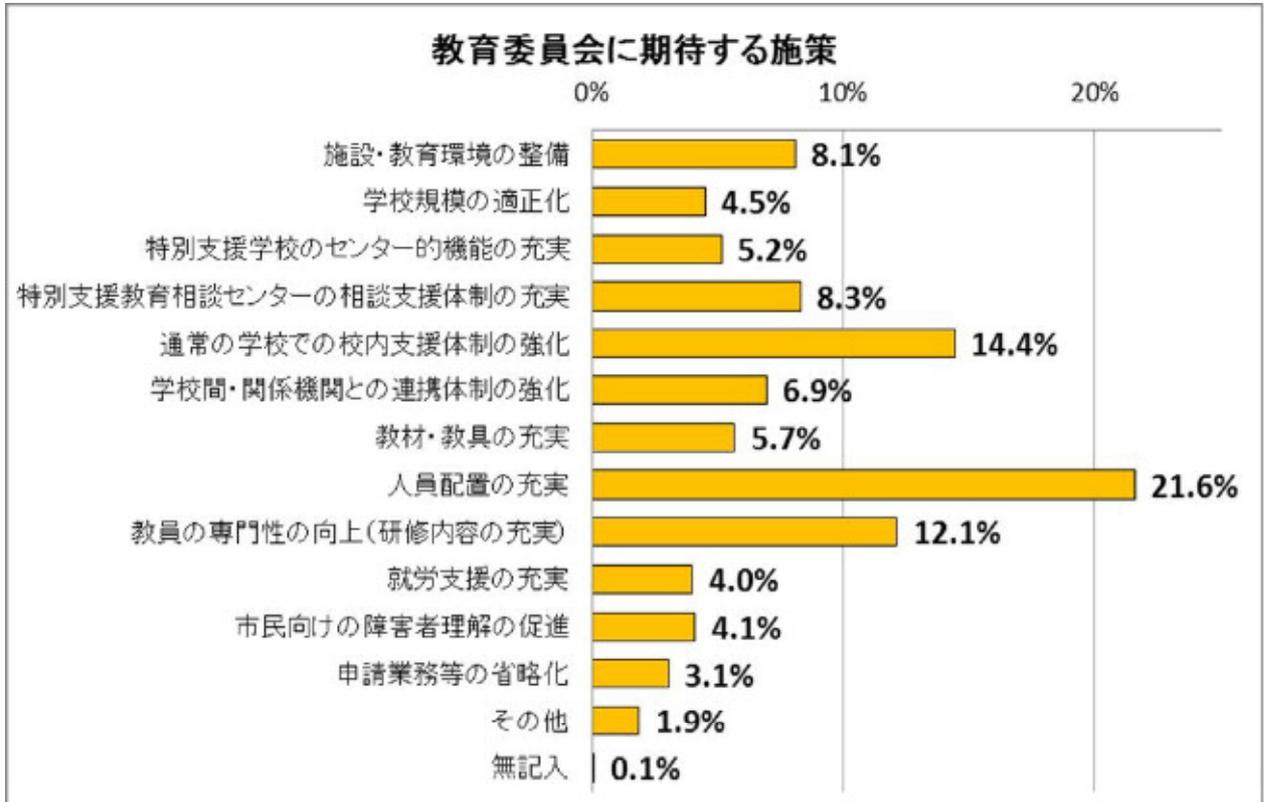
また、特別支援教育相談センターに配置された「早期支援コーディネーター」の活用により、就学前の教育的ニーズのある子どもや保護者等を感じる様々な不安や課題に対して、その手立てを一緒に考え、引き続き適切な就学先決定に結び付けていきます。

3. 教員の専門性の向上、外部人材等の活用（専門性確保の在り方等）

主な重点項目	状況
<p>(1) 教職員の指導力及び専門性の向上</p> <p>(2) 特別支援教育担当者や特別支援教育コーディネーター等への研修の充実</p> <p>(3) 専門性の継承、中核教員の育成</p> <p>(4) 外部人材等の配置・活用、多面的な支援の充実</p>	<p>文部科学省が平成24年に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」においては、知的発達が遅れはないが、発達障害の可能性のある児童生徒が通常の学級に6.5%ほど在籍している可能性があるとの結果が出ています。</p> <p>つまり、特別支援教育について考える場合には、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒が、通常の学級に存在していることを念頭において、教職員一人一人が意識を高め、その子どもたちが感じている課題を十分に把握して、改善に向けて一緒に努力していく姿勢をもつことが大切です。</p> <p>また、本市の教員（講師を除く。）のうち、その約半数を40代以上の教員が占めています。若手の教員は増えているものの、教科指導等において豊富な経験と有効な支援手法等を身に付けた教員が、近い将来、大量に退職することが見込まれています。</p> <p>引き続き優秀な人材を確保すること、専門性や指導力に長けた教員のノウハウを若い教員に継承していくこと、そして各校・園における特別支援教育の中核となる教員を育成することが喫緊の課題となっています。</p> <p>障害の重度・重複化や多様化等に伴い、多面的な視点に基づく指導・支援が求められるケースもあることから、理学療法士、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士等の専門家との連携体制の強化や看護師などの専門職の配置・活用も欠かせません。</p> <p>また、いわゆる気になる子どもたちへの効果的な指導・支援を実施するためには、学習支援員、</p>

介助員などの人材の活用等についても引き続き充実させていく必要があります。

【「北九州市の特別支援教育に関する調査（保護者向け）」：教育委員会に期待する施策】



<目指す方向性>

(1) - 1 : 教職員全体の特別支援教育の理解促進

令和3年1月に中央教育審議会から「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(答申)」が出され、特別支援教育を担う教師の専門性について、全ての教師に求められるものとして、「障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等が必要である。」ことが示されました。

こうした観点に基づき、特別支援教育が特別な学びの場(特別支援学校や特別支援学級、通級による指導)のみならず、全ての学校において実施されるものであることや、特別支援教育について学ぶことが障害の有無に関わらず、通常の学級のよりよい運営にも寄与すること等について、研修等を通じて全ての教職員(学校事務職員や会計年度任用職員等も含む。)に対して改めて周知し、特別支援教育に対する理解の一層の促進を図ります。

(1) - 2 : 特別支援学級、特別支援学校等の教員に求められる専門性の向上

前述の答申では、下記のとおり特別支援学級、通級による指導を担当する教員及び特別支援学校の教員に求められる資質・専門性についても示されており、研修等を通じて、これらの習得及び専門性の向上に努めます。

また、特別支援教育の視点に立つ実践等については、全ての教員が理解できるように、できる限り平易な言葉で説明するなど工夫が必要です。

① 特別支援学級、通級による指導を担当する教員に求められる専門性

通常の教育課程における学習指導を基盤として、実際に指導に当たる上で必要となる特別な教育課程の編成の考え方や、個別の教育支援計画と個別の指導計画の作成方法、障害の特性に応じた個別の指導や配慮のノウハウ、自立活動を計画し実践する力、障害のある児童生徒の保護者との連携、関係者間との連絡調整等に関する専門性。

② 特別支援学校の教員に求められる専門性

小・中・高等学校の教育に準ずるとともに、特別支援学校学習指導要領の趣旨に基づいて、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等について校内組織を機能させて多面的に把握するとともに、このことを各教科等や自立活動の指導等に生かすための幅広い知識・技能の習得や、学校内外の専門家等とも連携しながら専門的な知見を活用して指導に当たる専門性。

(2) - 1 : 各種研修に様々な人材が参加できる体制づくり

教育委員会が実施する研修について、私立幼稚園や保育所・認定こども園の教職員や関係局の職員等が可能な限り参加できるよう配慮します。

また、多様化する相談内容等に対応するためには、子ども家庭局や保健福祉局などの関係局が実施する事業や取組等に関する知識も必要であることから、これらの局が実施する研修にも教職員が可能な限り参加できるよう、関係局と調整を図ります。

(2) - 2 : 研修プログラムの充実及び研修機会の確保

教育センター等が実施する研修計画や内容を、前述の中央教育審議会（答申）及び同答申と同月に報告された「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」を踏まえて、一層充実させるとともに、経験年数や役職に応じた研修の企画、特別支援教育分野での経験が豊富かつ有効な支援手法等を身に付けた教員と若手教員がペアになって行うグループ研修など、様々な方法を導入して研修を充実していきます。

また、高い専門性が必要となる事例にも適切に対応できるよう、大学等の専門機関との連携による研修プログラムの策定についても検討していきます。

(3) - 1 : 中核教員の育成、専門性の確保等

特別支援教育の専門性向上や情報共有の観点から、小・中学校と特別支援学校間の人事異動、並びに特別支援学級及び通級指導教室の担任の育成を引き続き行います。また、今後とも免許法認定講習を開設し、現職教員の特別支援学校教諭免許の取得を支援していきます。

各校・園に設置した校内支援委員会を有効に活用し、研修や実践等を通じて得られたノウハウの蓄積・共有に努めます。

特に、特別支援教育分野での経験が豊富で、有効な支援手法等を身に付けた教員がこれまでに培ってきたノウハウ等を、近隣の教員に伝承するための取組として、グループ研修を実施することで、中核教員の育成、専門性の確保及び一貫性のある支援の継続につなげていきます。

(3) - 2 : 専門性の高い教員の確保

特別支援教育の重要性を鑑み、本市の教員採用試験において特別支援学校教諭免許状を保有する者を対象とした特別支援学校枠を設定するなどの工夫をしています。

特別支援教育を必要とする子どもたちは今後も増加が見込まれることから、小・中学校の特別支援学級や通級指導教室を担当する教員についても、特別支援学校教諭免許状を保有する者を配置することが望ましいため、令和3年3月に中央教育審議会に諮問された「「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」の審議の動向等も踏まえ、引き続き専門性の高い教員の確保に努めます。

(4) - 1 : 外部専門家等の派遣

現在、特別支援学校や特別支援学級等の要請に基づき、必要に応じて理学療法士、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士等の外部専門家を派遣し、教職員が専門的な指導・助言を得るための事業を実施しています。

また、通常の学級には、特別支援学校のセンター的機能の活用を促進するために、作業療法士と連携した支援体制を拡充しています。

今後も外部専門家等を派遣する事業を継続し、教職員が適切な指導・助言を得ながら、専門性を高めていくことができるようにします。

(4) - 2 : 教育的ニーズに応じた人材等の確保・活用

学習支援員や介助員、医療的ケアに携わる看護師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールヘルパー等を引き続き配置（派遣）・活用し、一人一人の子どもの教育的ニーズに応じた適切な支援に努めます。

(4) - 3 : 地域の教育資源の組合せによる多面的な支援の充実

諸課題に対して、校内での解決が困難なケースに対しては、例えば中学校区の学校の特別支援教育コーディネーターや教職員同士が連携して対応に当たる、あるいは特別支援学校のセンター的機能を活用しながら対応するといった「域内の教育資源の組合せ（スクール・クラスター）」についても有効であると考えます。

こうした連携が図られるよう、小・中一貫・連携教育の取組の中で情報交換する仕組みづくりを構築するなど、多面的な指導・支援体制の充実に努めていきます。

(4) - 4 : 私立幼稚園に対する支援

北九州市の幼児期における特別支援教育の充実を図るため、私立幼稚園が特別な教育的支援を必要とする園児を積極的に受け入れた場合の支援の充実を図り、私立幼稚園における受入れの促進につなげます。

また、（仮称）幼児教育センターを設置し、特別な教育的支援を必要とする園児を受け入れる幼稚園等を支援する体制を構築していきます。

(4) - 5 : 就学前期の指導・支援の充実

特別支援教育相談センターに配置している早期支援コーディネーターは、幼稚園、保育所、認定こども園からの要請に応じた指導・支援を実施します。

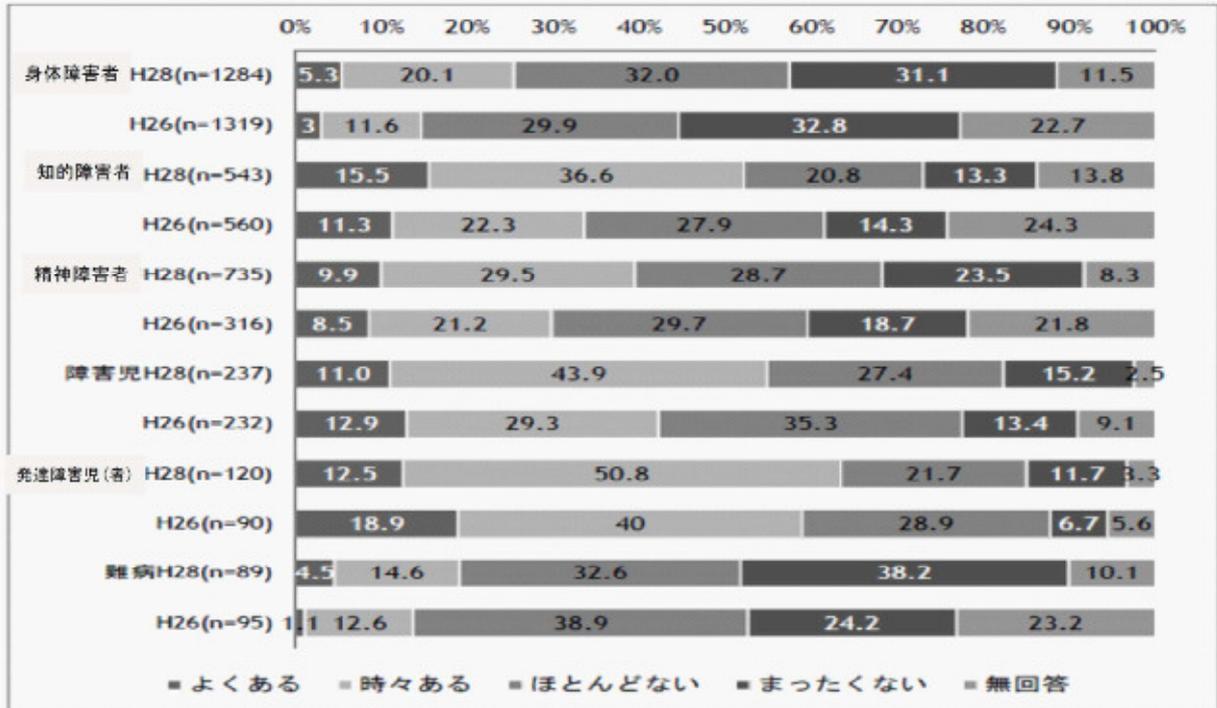
学習面や生活面で課題を感じる就学前期の子どもや保護者が安心して小学校に入学し、適切な指導・支援を切れ目なく受けることができるよう、引き続き取組を推進していきます。（仮称）幼児教育センターが設置されて以降は、当センターとの連携により各種相談に対して速やかに対応できるよう、相談支援体制の一層の充実を図ります。

4. 障害者理解の促進（社会への働きかけの在り方等）

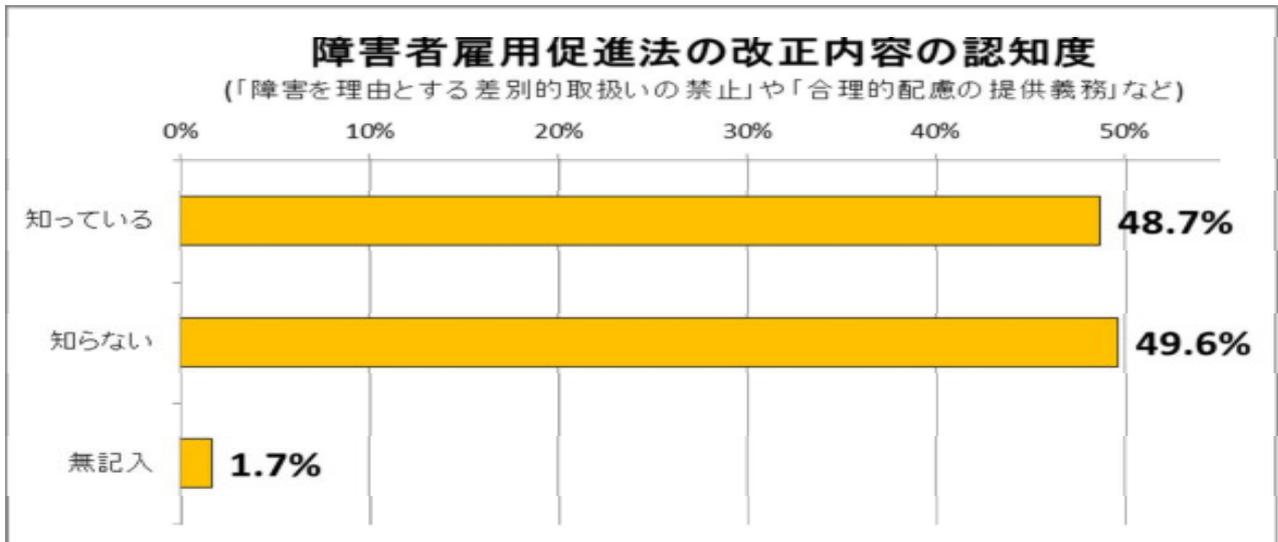
主な重点項目	状況
<p>(1) 特別支援教育の理解促進 （市民や関係機関、教職員、子どもたちへの情報提供）</p> <p>(2) 特別支援学校や特別支援学級の活動紹介</p> <p>(3) 「交流及び共同学習」の推進</p> <p>(4) 市民や企業の協力を踏まえた教材・教具・作品づくりなど</p>	<p>障害の中には発達障害のように、外見では判断が付きにくい場合があります。そうした場合には、教職員や周囲の最初の気付きと早い段階から適切な支援や配慮を行っていくことが極めて重要です。保健福祉局が実施した「平成28年度 北九州市障害児・者等実態調査」においても、発達障害児（者）の約6割が日常生活の中で障害を理由とした差別等を経験しているとのデータがあります。</p> <p>障害のない子どもたちや地域の方々が障害特性や適切な支援の在り方を正しく理解し、「地域で暮らす仲間」として接することにより、個別の配慮を必要とする方が地域で生活する上での不安や、災害時の混乱等を最小限に食い止めることが可能になると考えます。</p> <p>リーフレットや広報誌等による理解の促進も大事ですが、「参加型」の障害者理解の機会を増やしていくことやオリンピック・パラリンピック教育の成果を生かした活動を行うことも有効です。</p> <p>企業に対する障害者理解の促進を積極的に行うことも、障害等により個別の配慮を必要とする子どもが将来、地域の一員として自立して暮らしていくためには必要です。</p> <p>ただ、教育委員会が実施した企業向けのアンケート調査で、障害者雇用促進法の改正内容等の認知度や軽度の知的障害の生徒に対して就労に向けた教育を行う特別支援学校「北九州中央高等学園」の認知度が50%程度という結果が出ています。</p> <p>企業に対する本市の障害者施策等についての情報提供の在り方の見直しや実習先や就労先の新規企業開拓の推進など、一層の充実を図ることも必要です。</p>

【平成28年度 北九州市障害児・者等実態調査】：差別を受けた経験】

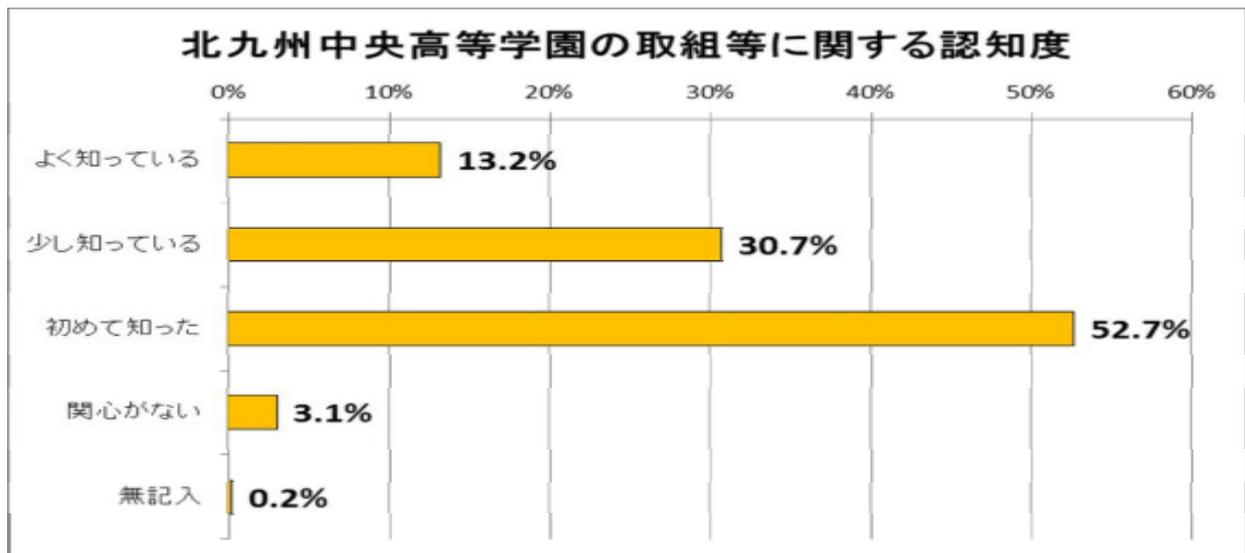
これまでの日常生活の中で障害を理由として差別や人権侵害などに合った経験（「よくある」と「時々ある」の合計割合）についてみると、発達障害児（者）（63.3%）が最も高く、次いで障害児（54.9%）、知的障害者（52.1%）、精神障害者（39.4%）の順となっている。



【「北九州市の特別支援教育に関する調査（企業向け）」：障害者雇用促進法の改正内容の認知度】



【「北九州市の特別支援教育に関する調査（企業向け）」：北九州中央高等学園に関する認知度】



<目指す方向性>

(1) - 1 : 人権意識の向上

子どもたちや教職員等の人権意識の向上につなげるため、本市独自の人権教育教材集「新版 いのち」、「北九州子どもつながりプログラム」等を通じた障害者理解の促進を図っていきます。また、学校のみならず、家庭教育学級や生涯学習市民講座等の場面においても、人権意識の向上に向けた取り組みを進めていきます。

また、障害のある子どもの権利を守るためには、周囲の人権意識の向上が必要なことは勿論ですが、障害のある子どもが自ら苦手なことや必要な支援を意思表示できるような経験や態度の育成も必要です。このようなセルフアドボカシー（自己権利擁護）の支援についても促進を図ることが必要です。

(1) - 2 : 個別の配慮を必要とする子どもたちを地域で支える意識の向上

本市は、保護者や地域の諸団体のご協力の下、教育活動の充実を図っています。地域の教育的資源を活用した取組を行うことで、市民の間での障害者理解が進むとともに、障害等による個別の配慮を必要とする子どもたちを「地域の一員」として支えていく意識の向上につなげることができます。

また、子どもにとっても、地域ボランティアと幼少期から関わることで、将来自立した社会生活を送る際に、安心して地域で生活していくための基盤になるものと期待されます。

今後も地域とのつながりを大切にしながら、障害のある子どもが地域で生活しやすいことが、障害のない人にとっても生活しやすいという認識を深めることにより、子どもたちにとってよりよい教育環境の整備に努めます。

(1) - 3 : 就労支援等の充実

障害者の就労支援を担当する保健福祉局の北九州障害者しごとサポートセンター等とも連携して、本市の特別支援教育や障害者施策、障害者雇用に当たってのサポート体制などに係る情報提供を行うとともに、就労支援コーディネーターや就労支援アドバイザーによる実習先や就労先の新規企業開拓を積極的に行います。

(2) - 1 : 特別支援教育に対する理解の促進

特別支援学校や特別支援学級では、地域への学校開放、喫茶コーナーの開設（北九州中央高等学園で随時実施中）、バザー、製品販売会、「特別支援学校・特別支援学級合同作品展」、「風船バレーボール大会」をはじめとする障害者スポーツの実施などの理解・啓発につながる活動を行っています。

これらの機会をとらえて特別支援学校等における教育活動を知る機会を増やすことは、特別支援教育の意義や役割等についての理解を促進する上で大変有効であると考えます。

この他にも、ホームページ等を積極的に活用して市民や関係機関等に最新の情報を分かりやすく提供するなど、本市の特別支援教育に対する理解の浸透につなげます。

(2) - 2 : 子どもたちの頑張る姿を社会にPRする機会の確保

教育的ニーズのある子どもの中には、自分の気持ちや思いを個性豊かな作品や芸術活動・スポーツ活動等を通じて表現する子どもがいます。障害により、思い通りに体を動かしたり、表現したりすることが困難な場合であっても、発表の機会や他者とコミュニケーションを図る場面や手段を多様に設定することは、教育的ニーズのある子どもの主体的な態度を引き出すとともに自己肯定感を高める上で大変有効であると考えています。

そのため、本人・保護者の意思も尊重した上で、教育的ニーズのある子どもたちの活動を市民に発表する機会を設けるなど、障害者理解の促進と他者との交流の機会の創出を図ります。

(3) - 1 : 「交流及び共同学習」の充実

障害のある子どもと障害のない子ども、あるいは様々な年齢層の地域の方々との「交流及び共同学習」の機会を早期から組織的・計画的・継続的に設けて、相互理解・障害者理解の一層の促進につなげていきます。

また、子どもたちが一緒にスポーツを楽しむような場面では、障害の状態や環境等を十分に踏まえながら子ども同士で話し合い、ルールや用具などの変更調整に取り組む機会を意図的に設けるなど、子どもたちが共生社会の在り方や障害者理解などについて主体的に考える機会に結び付けていきます。

(4) - 1 : 市民や企業との協働による教材・教具・作品の作成

特別支援教育においては、様々な教材・教具を扱いますが、その子どもの状態に応じて教職員が手作りすることも少なくありません。

地域の中には、木工や手芸などが得意な方もたくさんおられるので、市民センターのサークルや広報活動等を通じて教材・教具の作成などへの参加を呼びかけ、市民の皆さんに特別支援教育に対する理解を体験的に深めていただけるよう、積極的に機会を設定していきます。

5. 施設・設備面の整備（多様な学びの場の整備の在り方等）

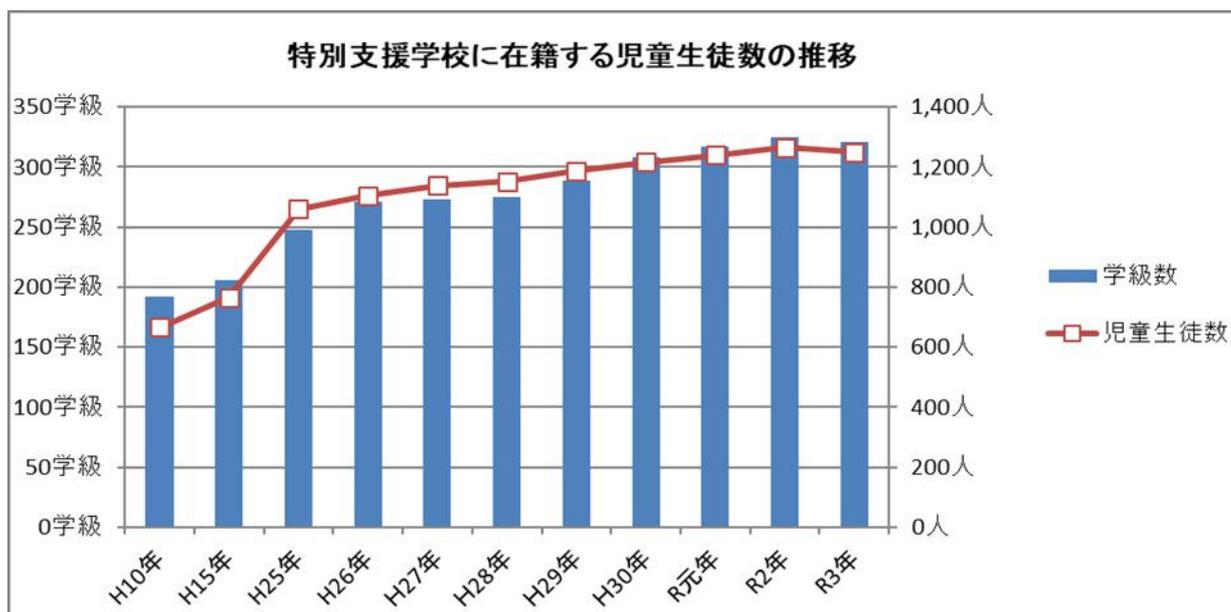
主な重点項目	状況
<p>(1) 教育的ニーズに応じた学校施設・設備の整備</p> <p>(2) 特別支援教育の対象者数の増加等への対応</p>	<p>少子化に伴い、我が国の義務教育段階の子どもの数は毎年5～9万人ほど減少していますが、特別支援教育の対象となる子どもの数は毎年3万人ほど増加しています（この傾向は本市でも同様に、義務教育段階の子どもの数が毎年500～700人ほど減少しているのに対し、特別支援教育の対象となる子どもの数は毎年70～200人ほど増加しています）。</p> <p>本市では、特に学校における知的障害のある子どもの在籍者数が増加の傾向にあり、知的障害を対象とする特別支援学校の過密化が課題となっています。また、子どもたちの障害の状態像や教育的ニーズの多様化についても顕著となっているため、それらに対応できる体制づくりにも取り組む必要があります。</p> <p>平成28年4月の門司総合特別支援学校及び小倉総合特別支援学校の開校により、東部地域の知的障害及び病弱の特別支援学校については一定の改善が図られました。さらに、小倉北特別支援学校と北九州中央高等学園の移転・併置による建替えについても、令和3年3月に基本計画を策定し、整備が動き始めました。</p> <p>西部地域では、増加傾向が続く知的障害のある児童生徒の受入れに向けた対応に関して、小池特別支援学校の改築や八幡特別支援学校の一部普通教室への改修により一定の改善が図られる見込みです。</p> <p>一方、医療的ケアが必要な子どもの数が増えている西部地域の肢体不自由特別支援学校については、近隣の医療機関までの距離が離れているなど、緊急時の体制等について改善を求める意見もあります。</p>

特別支援学校配置図(R4年4月)



【特別支援学校の在籍者数の推移】

	H10	H15	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
学級数	192	206	248	271	273	275	289	308	317	323	321
児童生徒数	666	765	1,059	1,105	1,137	1,152	1,186	1,216	1,240	1,256	1,249



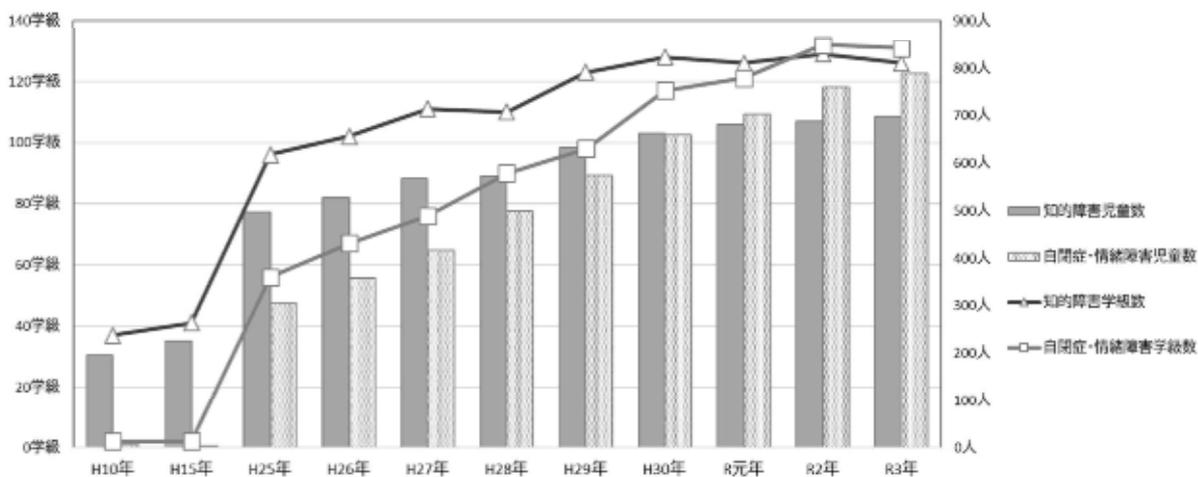
(教育委員会調べ)

【障害のある児童生徒の増加等に伴う特別支援学校の施設・設備面の課題】

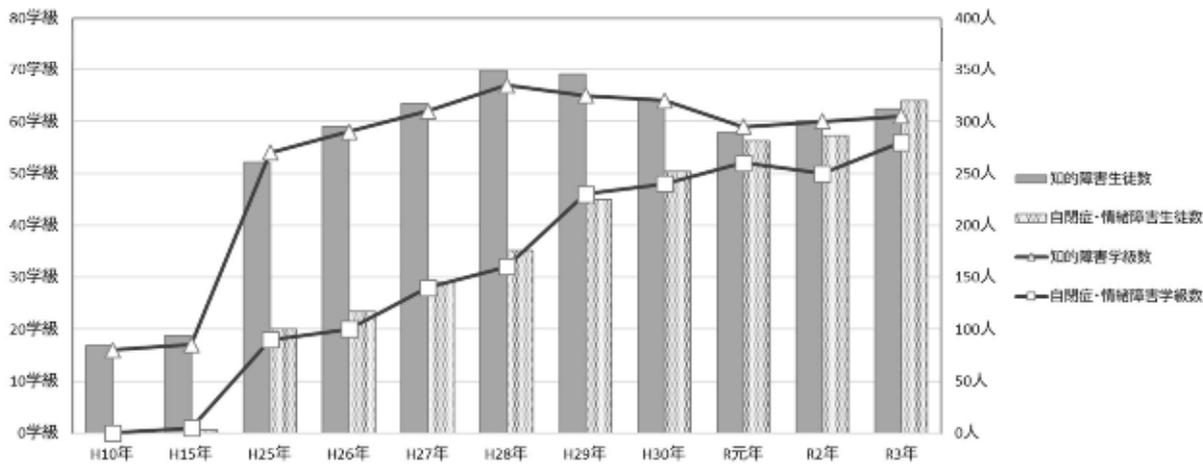
課 題

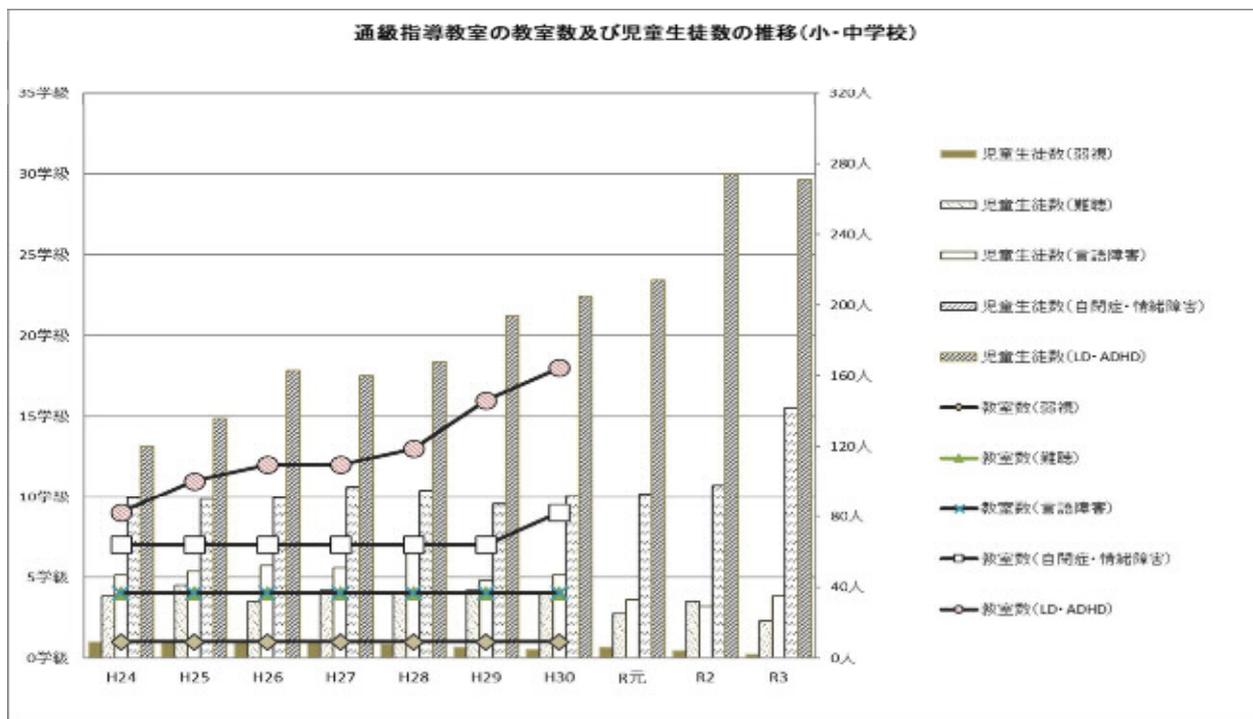
- ・ 知的障害の児童生徒の増加傾向への対応
- ・ 在籍者数の増加に伴う教室やスクールバス台数、駐車場の確保
- ・ 運動能力のある知的障害のある子どもの運動量に適した運動場の整備
- ・ 職業需要の変化に柔軟に対応するための作業学習の新たな種目の導入と教室の用途変更
- ・ 病弱の児童生徒受入れのための環境整備
- ・ 医療的ケアを必要とする重度・重複障害のある児童生徒増加への対応

知的障害学級及び自閉症・情緒障害学級の児童数の推移(小学生)



知的障害学級及び自閉症・情緒障害学級の児童数の推移(中学生)





生徒数のみの数値とした。

<目指す方向性>

(教育委員会調べ)

(1) - 1 : 施設・設備面の整備

特別支援学校、特別支援学級、通級による指導あるいは通常の学級での学習環境については、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正、並びに文部科学省から示されている「学校施設整備指針」及び「特別支援学校設置基準」等も踏まえて、引き続き整備を図っていきます。

また、学校は教育を行う施設であると同時に、選挙時には投票所、災害時には避難所など、地域生活に直結した様々な役割を果たす場でもあることから、学校施設の改修等の際などには、建物の構造的に可能な範囲で、その学校で学ぶ子どもたちはもちろん、市民も安全かつ快適に利用できる学校施設・設備の整備に努めます。

<具体例>

- ・ 学校新設時等のバリアフリー対策（エレベーターの設置など）
- ・ スロープや階段手すりの設置

(1) - 2 : 教育環境の整備

教育的ニーズがある子どもたちへの支援に当たり、タブレット端末をはじめとする種々のICT機器等の支援ツールの活用が期待されています。GIGAスクール構想による1人1台端末の整備を踏まえて、子どもの実態や状況、社会の要請等に応じた教育環境の整備について引き続き取り組んでいきます。

(2) - 1 : 特別支援学級の設置

- ① 知的障害のある子どもたちが公共交通機関を利用して他校に通学することが困難である状況等を踏まえ、知的障害特別支援学級の設置を必要に応じて適切に進めていきます。
- ② 自閉症・情緒障害の特別支援学級に在籍する子どもたちは、知的な遅れがないことから、自立活動以外の学習は通常の学級の教育課程に基づいて行っています。

必要に応じた適切な設置を進めていくとともに、通常の学級に在籍する発達障害等のある児童生徒の支援については、通級による指導の整備（特別支援教室への移行）に伴う学びの場の検討とともに、校内の支援体制による個別の支援や支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置（派遣）・活用により十分に配慮するようにします。
- ③ 前項の他、学校教育法第八十一条に示される障害種に対応するための特別支援学級の設置については、個々の障害の状況や教育的ニーズ等を十分に考慮するとともに、地域の学校の設備や近隣の状況、今後のニーズ等を多面的に把握した上で、全市的かつ中長期的な視野から個別に検討します。

（２）－２：通級指導教室の設置

通級指導教室の設置については、通級指導設置校に通うことなく、在籍校において特別な指導を受けることができる「特別支援教室」の導入を計画的に進め、子どもたちが学習・生活の場面で感じる不安や悩みの解消に結び付けていきます。

（２）－３：特別支援学校の再編整備

- ① 特別支援学校の再編整備を検討する際には、新築・移転、現地建替えや学校の統合等によって使われなくなる校舎等の有効活用など、「特別支援学校設置基準」を踏まえて、子どもたちが通学しやすく、学びやすく、快適な特別支援学校の整備に努めます。
- ② 今後の特別支援学校の環境整備は、これまで実施した再編整備によって得られた効果等も十分に生かした形で検討を行います。

その際には、知的障害特別支援学校の大規模化の解消を視野に入れながら、余裕教室の確保、スクールバスの運行を含めた通学の利便性、医療機関との連携の取りやすさなどを十分に考慮します。
- ③ また、特別支援学校の生徒が学校を卒業した後に、自立した社会生活を送れるように育成していくことは極めて重要です。

そこで、北九州中央高等学園の移転・建替えに当たっては、全市的な職業教育の充実が図られるよう十分に考慮します。